

21世紀・京都のグランドビジョン
京都市基本構想



くらしに安らぎ
まちに華やぎ
21世紀の京都



1999(平成11)年12月



京都市

策定に当たって



京都市長

桝本 賴兼

京都市では、21世紀の京都のあるべき姿を示す新しい京都市基本構想を策定致しました。

この基本構想は、市民の皆さんをはじめ、全国、あるいは世界の皆さんの夢や希望、数多くの御意見をふまえ、京都市基本構想等審議会が、およそ1年にわたる熱心な審議を行いつくり上げられた答申に基づき、

市会の議決を得て、策定に至ったものであります。

策定に当たって御尽力・御協力賜りました関係各位及び市民の皆さんに、心からお礼申し上げます。

この基本構想は、市政の主役である市民の視点から2025年までのくらしとまちづくりを描いた、「市民手づくり」の構想であり、くらしに「安らぎ」があり、まちに「華やぎ」がある、21世紀の京都を市民の方々と共につくっていくことを決意しております。

今後、京都市では、基本構想の実現に向け、全市的な観点から取り組むべき具体的な施策・事業をまとめた「次期基本計画」及び各区の特徴や個性を生かした魅力あふれる地域づくりの指針となる「行政区別計画」を策定し、市民と行政のパートナーシップのもと、着実に実現して参りますので、御理解と御協力を賜りますよう、お願い致します。

目 次

<京都市基本構想>

まえがき	2
第1章 京都市民の生き方	3
第1節 文明の大きな転換期のなかで	3
第2節 京都市民の姿勢	3
第3節 京都市民の得意とするところ	4
第4節 これからの京都市民の生き方	5
第2章 市民のくらしとまちづくり	6
第1節 安らぎのあるくらし	6
第2節 華やぎのあるまち	8
第3節 まちの基盤づくり	10
第3章 市民がつくる京都のまち	11
第1節 市民の市政への主体的な参加	11
第2節 市政参加のしくみとかたち	12
第3節 市民と行政の厚い信頼関係の構築	13
むすび	13
<参考資料>	
京都市基本構想の流れ	14
京都市基本構想等審議会開催経過	15
京都市基本構想等審議会委員名簿	16
京都市基本構想の策定に向けた取組	17

総合計画の体系

<都市理念(都市の理想像)>

世界文化自由都市宣言

(1978(昭和53)年10月15日宣言)

都市は、理想を必要とする。その理想が世界の現状の正しい認識と自己の伝統の深い省察の上に立ち、市民がその実現に努力するならば、その都市は世界史に大きな役割を果たすであろう。われわれは、ここにわが京都を世界文化自由都市と宣言する。

世界文化自由都市とは、全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市をいうのである。

京都は、古い文化遺産と美しい自然景観を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。われわれは、京都を世界文化交流の中心に使えるべきである。

もとより、理想の宣言はやさしく、その実行はむずかしい。われわれ市民は、ここに高い理想に向かって進み出ることを静かに決意して、これを誓うものである。

↓
<市政の基本方針>

京都市基本構想

(1999(平成11)年12月17日策定)

21世紀の京都のまちづくりの方針を

理念的に示す長期構想

目標年次:2025年

←
<部門別計画>

→
<地域別計画>

次期基本計画

行政区別計画

京都市基本構想の
具体化のために全市的
観点から取り組む主要な
施策・事業を示す計画
目標年次:2010年

京都市基本構想に基づく
各区の個性を生かした
魅力ある地域づくりの
指針となる計画
目標年次:2010年

京都市基本構想

まえがき

ここに掲げる「京都市基本構想」は、21世紀の最初の四半世紀における京都のグランドビジョンを描くものである。

京都市は、1978(昭和53)年、京都がめざす都市のあり方を「世界文化自由都市」としてとらえ、これを世界に向けて宣言した。この理想を実現するためには、1983(昭和58)年には、伝統を生かしつつ未来に向かっていつもいきいきと創造を続けるまちをめざし、2000年という将来を展望した「京都市基本構想」を策定した。この構想に基づいたまちづくりを推進するために、1985(昭和60)年には「京都市基本計画」を策定したのに続き、さらに1993(平成5)年には「新京都市基本計画」を立て、21世紀の文化首都をめざし、「平成の京づくり」を進めてきた。全世界のひとびとが、民族、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに自由に集い、開かれた文化交流を行う都市として、京都は「世界のなかの京都」という大きな視野のなかでとらえられてきた。たとえば、1996(平成8)年には世界歴史都市連盟のまとめ役に選出され、翌1997(平成9)年には地球温暖化防止会議の開催地に選ばれ、京都議定書が採択されるなど、その歴史的な知恵を生かし、都市文明のあるべき姿を率先して追求するという役割を世界から期待されてきた。

そして世紀の変わり目を迎える、社会と経済の情勢は、予想をはるかにしのぐようなかたちで変化しつつある。その変化は、明治以来の日本社会を動かしてきた原理、あるいは戦後日本が目標にしてきた社会のあり方の根本にかかわるものであって、ひとびとに日々のくらしのあり方を変えるよう求めるところがある。わたしたちは歴史のこの転換期に、これまでのくらし方の生かすべきところ、改めるべきところをひとつひとつ見定めながら、ひとりひとりが市民としての誇りと責任感とをもって市政に積極的に参加し、都市とそこに住む市民のくらしの設計をしなければならない。

わたしたち京都市民は、ここに、わたしたちが望む2025年までのくらしとまちづくりを市民の視点から描く。京都市は、この基本構想に示す市民のくらしとまちづくりの実現に向けて、総合的かつ計画的な行政の運営を図るものとする。また、市民をはじめ京都にかかわるすべてのひとや組織が、この構想の実現に向け、積極的に取り組むことが期待される。

第1節 文明の大きな転換期のなかで

わたしたちが住むこの日本は、戦後の荒廃のなかから立ち上がり、目をみはるような速さで、「豊かな」社会を、そして世界有数の長寿社会を実現してきた。しかし、世紀の変わり目を迎えてわたしたちは、経済成長率の低下や少子高齢化による社会構造の大きな変化など、社会のしくみに大きな転換を迫るような事態に直面している。

とりわけ、消費の急速な拡大がもたらした大量の廃棄物の発生や環境破壊の実態は深刻である。わたしたちは、これまで細心の注意をもって周りのいのちとの共生を図ってきたその文化的伝統を見失い、結果としてみずからの生命と文明の存続とを脅かすような事態に立ち至っている。膨張し続ける社会はもはやありえない。大量生産・大量消費・大量廃棄型の都市文明のあり方に対して、わたしたちは環境との調和をめざす持続可能な社会をつくっていく必要があり、これは次世代に対するわたしたちの大きな責任である。

昨今の日本社会においては、政治、行政、金融、企業経営、教育などの分野で、これまで確実なもの、安全なものとして信じられ、慣行とされてきたさまざまの社会的な制度やしくみへの信頼が大きく揺らいでいる。これを放置すれば、21世紀には、信頼の崩壊という社会の基盤を揺るがす危機を招くことにもなりかねない。現代社会が直面するさまざまな課題を克服し、長期的な視点に立って持続可能な社会をつくっていくためにも、この社会に、そしてさまざまな世代間に、信頼というものを構築し直すことが強く求められている。

こうした問題は市民生活の基本にかかわるものであり、早急な解決が求められる。しかもその多くは、一都市の問題として対応を図るだけでなく、国や他の都市などと協力し合いながら取り組む必要のあるものである。わたしたちは今、これらの問題を十分に視野に入れながら、21世紀の新たな価値観を生み出し、それに基づく社会のあり方を探っていかねばならない。

第2節 京都市民の姿勢

わたしたち京都市民は、琵琶湖疏水の開削をはじめ、日本最初の小学校の設置や市電の敷設など「京都策」と呼ばれる近代化政策に全国に先駆けて取り組んできた。しかし、同時に、そういう近代化とは別な生き方ももさまざまなかたちで維持してきた重層的な都市文化をもっていることは、自信をもって認めてよい。京都は、戦災による破滅的な被害を免れた数少ない大都市のひとつである。だからこそ、現代社会の価値観とは異なったものの感じ方や考え方方が今もまちの懷に息づいている。わたしたちには、そういう歴史を断ち切るのでは

なくて引き継いでいこうという強い意欲がある。

この意欲を、新しいものへの意欲と調和させつつ実現することはたしかに並大抵のことではない。しかし、その豊かな文化と歴史の蓄積によって、わたしたちは同時代の文明に対してさまざまな対案を示すことができるはずである。そのためにわたしたちは、明治以降の社会の急速な近代化のなかで達成されたものと失われたもの、戦後の社会の民主化と高度成長のなかで得られたものと棄てられたもの、それらをきちんと見分ける知恵を備えた市民でありたい。

第3節 京都市民の得意とするところ

わたしたち京都市民は、これまで、このまちに住むひとりひとりが人間として誇りと安心をもって生きることができるための基本的な条件の整備に努めるとともに、効率や競争を過度に重視し、大量消費を繰り返してきたこれまでの社会のあり方に対して、それとは別の節度ある生き方を示しうるような都市文化を培ってきた。

改めて振り返れば、京都市民は、1200年を超える歴史のなかで、自立性の高い市民文化を育み、磨き上げてきた。^{はぐく}たとえば、みずからの生活をみずからの責任で律する自治の伝統を大切に守ってきた。地域社会のなかで、かど掃きに象徴されるような独特の生活習慣も身につけてきた。伝統と革新のまれにみる緊張関係のなかでまちを運営してきた。このまちには産学ともに自由で先駆的な気風があり、それを育むために、^{はぐく}学びの多様な機会を設けてきた。自然環境との調和を保った美しい里の風景をもつとともに、^{たくみ}匠のわざと高い付加価値とをあわせもったものづくりの文化を養ってきた。人権の尊重や福祉への取組においても、先進的な試みを続けてきた。

京都には、また、もてなしの心や宗教的な癒しの文化がある。それが、都心の風情や、地域の行事など生活のさまざまな場面に浸透していく、ひとびとに深い潤いを与えていた。それに緑豊かな自然環境が都心のすぐそばにあって、ここに住むひと、訪れたひとが深い精神的充足をもって時間を過ごすことができる。

こうした京都の市民文化は市外のひとびとからも厚い信頼を得てきたが、これは、伝統をただ守り続けてきたのではなく、つねに全国に先駆けた取組を行ってきた京都市民の努力の積み重ねによる。もっとも近年は、高度経済成長期の画一的な価値観やそれに伴う東京一極集中など社会経済情勢の大きなうねりにのみ込まれ、その先駆ける力が十分に發揮できていないし、都市の活性化にもうまくつながっていない。それどころか、これらの特性を生かさなければ

京都はいずれ都市として行き詰まるという、切迫した危機感さえある。

産業や観光の伸び悩み、工場や大学の市外流出、文化の創造力と発信力の低下、都心の空洞化、風情ある町並みの消失など、京都は今、さまざまの深刻な問題を抱え込んでいる。京都がこれらの問題のひとつひとつにきちんと対処し、これからも都市としての魅力と活力をもち続けるために、わたしたち京都市民は、これまで長い時間をかけて培ってきたものの感じ方や考え方のひとつひとつを京都市民の特性としてもう一度洗い直し、21世紀のくらしの基本として改めて鍛え上げていきたい。

第4節 これからの京都市民の生き方

わたしたちの社会においては、さまざまな信頼がその基礎になければならない。社会のしくみや制度への信頼は、わたしたちのくらしを支える基盤となる。また、学校や家庭のなかの信頼、地域社会のなかでのひととひととの信頼、市民と行政の間の信頼から、ものづくりや経済活動における信頼、健康なくらしに必要な恵み豊かな自然環境への信頼まで、信頼は社会の営みにおいて欠くことのできないものである。

しかし、わたしたちがこれまで自明のものとして抱いてきたこれらの信頼が、今大きく揺らぎつつある。わたしたちの京都というまちをとっても、高度な技術と細心の品質管理を誇るものづくり、節度と信用のある商い、濃やかなもてなしの文化など、かつて「京もの」や「京風」という名に象徴されてきたような文化への信頼が少なからず損なわれてきている。また町内や学区などにみられる地域住民の相互信頼も、かつてほどの確かさをもっていない。京都というまちが内外から得てきた厚い信頼を、21世紀においてもなおもち続けることができるのか。京都は今、大きな岐路に立たされている。

わたしたち京都市民は、これからくらしやまちのあるべきすがたを描き、それを実現していくなかで、それを通して、信頼が基礎にある社会をめざしたい。そして、わたしたち京都市民がこれまで細心の注意を払って築き上げてきたくらしとものづくりのあり方や自治の伝統を、こうした将来のまちづくりに大いに活用していく。すでに述べたような京都市民の得意とするところをこれからまちづくりに生かし、つなげていくなかで、信頼を基礎とするような社会のあり方が、市民生活のさまざまな次元でひとつひとつ具体的にかたちづくられていく。わたしたち京都市民は、その過程に個人としての責任をしっかりと確認しつつかわっていくことによって、21世紀の社会に求められる新たな市民生活の理想を世界に先駆けて見いたし、実現していく。

京都の各地域には、ひとびとの多様な生活文化がある。また、京都のまちは、働き、学び、憩うために市外から訪れる多くのひとびとのさまざまな交流がある。わたしたち京都市民は、京都にかかるさまざまひとびとと深く交わるなかで、京都を、だれもがこのまちに住むことの誇りとこのまちへの愛着をもちつつ、ずっとここでくらし続けたいと思えるようなまちにしたい。京都を、くらしに安らぎがあり、まちに華やぎがある、そういう住みやすい場所にしたい。そのためのくらしとまちづくりの方針をここに掲げる。そうしたくらしとまちづくりを京都市民の特性を生かして実現していくなかで、信頼を基礎とする社会が築き上げられるものと信じる。

第1節 安らぎのあるくらし

1 すべてのひとがいきいきとくらせるまち

わたしたち京都市民は、子どもも高齢者も、女性も男性も、障害のあるひともないひとも、また国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく、すべてのひとが自分の居場所を確認し、自己の資質を十分に発揮しつつ、いきいきと活動できる場所と機会に恵まれたまちをめざす。

そのために、被差別の民衆が集まり日本で初めての人権宣言を行った全国水平社の設立や、先駆的な障害児教育と福祉事業のなかで設立された京都ライトハウスなど、京都の人権尊重の文化と先進的な取組を継承し、発展させ、互いを思いやる心にあふれた市民生活をつくっていく。

すべてのひとがいきいきとくらせるまちは、まず、市民の生き方に選択肢が多く、生涯を通じてみずから的能力を向上させる機会が豊富にあるまちであり、だれもが等しく就労の機会をもつ豊かなまちである。それはまた、高齢者が、ひとりでも買物など日常の生活行動ができ、その経験を生かして積極的に社会参加ができる機会に恵まれたまちでもあり、長い人生経験のなかでさまざまな知恵を蓄え、しかもゆとりのある時間をもつ、社会にとって大切な人材として尊重されるまちでもある。それはさらに、将来の京都を担う、心豊かで優れた社会性を身につけた子どもたちを育てるための教育環境が、学校、家庭、地域を通じて整えられているまちであり、子どもたちが、学校のなかで知識を習得するだけでなく、地域のなかで他のひとびとの多様な価値観やくらし方に触れながら、みずからの生き方を学んでいくようなまちである。そして、さまざまの異なる社会的・文化的背景をもつひとびとが交わり、互いの違いを認め合いながら、社会生活のなかで守るべき公共心を深く身につけたうえで、それぞれに充足した生活を営むことができるような、開放的で居心地のよいまちである。このようなまちは、市民ひとりひとりが抱え込んでいるさまざまな困難や不幸

が他のひとびとによって懐深く受けとめられ、相互の厚い信頼のなかで、それを解決しようとひとびとが助け合っているところに見いだされるものである。

このようにすべてのひとがいかなる差別もなく、ひとりひとりが個人として厚く尊重されることが考え方や行動の基本となるまち、多様な考え方や生き方が迎え入れられ、それらの交流のなかからより豊かな人間関係が育まれるようなまちを、わたしたち京都市民はつくっていく。

2 ひとりひとりが支え、支えられるまち

支えを必要とするひとが別の場面で支える側に回るような、柔軟な相互支援のつながりがこれからますます不可欠となっていくなかで、わたしたち京都市民は、必要なときに支えを求めるその道筋がだれにも見えやすく整備されているまちをめざす。

少子高齢化が進むなか、高齢者や子ども、そして障害のあるひとが、個人としての生きがい、社会の一員としての生きがいを感じつつ、のびのびとくらせるようになることが大切である。そのためには、保健・医療・福祉の制度や雇用・就業形態をはじめとして、社会のあらゆるしきみが少子高齢社会、男女共同参画社会にふさわしいものへと改編される必要がある。また、かつて地域社会がもっていた住民の相互支援のしきみを、現代の生活環境に合うようなかたちにつくり直す工夫が必要となる。

とりわけ、子どもを安心して産み、育てられる環境づくり、すべての子どもたちがのびのびと健やかに成長できる環境づくりなど、子育てと子どもの自立に対する支援のしきみが十分に整っていることは、まちづくりの重要な課題である。

そのようなまちは、だれもが心身ともに健やかにくらせるまちでもある。そこでは、ひとびとが健康に生活できるよう環境が整えられ、スポーツやレクリエーション活動のための機会や施設にも恵まれている。だれもがいつでも適切な保健・医療・福祉のサービスを受けられる。病気になっても十分な療養が受けられ、急がずに、しかし確実に社会復帰できるためのさまざまな支援体制が備わっている。とりわけ、障害や難病のあるひと、高齢者が、住み慣れた地域社会のなかで、市民としての日常生活を豊かな心持ちで送ることができるようなサービスや支援ネットワークが充実している。

わたしたち京都市民は、このように、ひとりひとりが支え、支えられるまちをつくっていく。そして京都を、ひとびとが自分の老後や後継世代の生活に不安を抱くことなく、安らいた気持ちでくらせるまちにする。

3 だれもが安心してくらせるまち

わたしたち京都市民は、日々の暮らしの場が安全であり、緑豊かで、環境への負担も少ないようなまちをめざす。

そのためにわたしたちは、木造建築物や袋路の多い京都のまちの特色に配慮しながら、地震などの大規模な自然災害に強いまちづくりを進め、都市施設や建築物の防災機能を強化する。ひとりひとりが災害から身を守る知恵や工夫を日々の暮らしのなかに生かすとともに、災害に強い組織づくりを進める。

わたしたちはまた、交通事故や犯罪からも安全であるための基礎的な条件が満たされているまち、そして高齢者や子ども、障害のあるひとが安全にくらせるようなまちをつくっていく。

わたしたちはさらに、経済活動を適正生産・適正消費・最少廃棄の循環経済のなかで営み、日々の暮らしのなかで環境に負担ができる限りかけない生活を送ることにより、持続可能なまちをつくっていく。そして、自動車交通に過度に依存しない公共交通優先型の交通体系を、先進技術を利用して総合的に構築しつつ、歩くことが楽しくなるようなまちづくりに取り組む。

このようにしてわたしたち京都市民は、ひとりひとりが暮らしに節度をもち、だれもが安心してくらせるまちをつくっていく。

第2節 華やぎのあるまち

1 活力あふれるまち

わたしたち京都市民は、ものづくりの伝統を生かし、産業経済に活気のある華やいだまちをつくっていく。

京都に地盤を置くさまざまな産業活動がさらなる活力を得るには、互いの技術にも企業文化にも厚い信頼を置き、相互にきめ細かく支え合うような産業連関都市、より具体的には、高度情報社会、環境調和型社会、高齢社会に対応した京都独自の産業システムを構築していく必要がある。それは、伝統産業から先端技術産業まで、農林業から観光産業、サービス産業まで、高品質・長寿命で付加価値の高いものづくりのわざや高度な情報技術、さらには洗練されたデザインや斬新な企画力をもつシステムである。

また、リサイクル社会やマルチメディア社会に対応した環境や福祉の分野などで新しい産業を展開するとともに、大学等における研究・教育システムや対事業所サービスなど、企業の本社機能や研究開発機能を支援するさまざまな基盤が充実したまちづくりが求められる。

さらに、地域に密着した商業の振興を図り、奥深い魅力と温かいもてなしの心をもつ観光都市づくりを進めることが重要である。

このように活気あふれるまちをつくることにより、ベンチャービジネスなど新しい息吹に満ちた産業の担い手の活躍の舞台が開かれると同時に、安定した雇用機会も創出される。まちがにぎわい、若いひとたちがいきいきと学び働く場が増えるとともに、世界のひとびとがこの地に集まり、ここを舞台にみずから的能力を十分発揮できる機会も増える。

わたしたち京都市民は、このようにして、京都が世界のなかでその存在感を主張し続けることができるよう、活力あふれるまちづくりを進める。

2 魅力あふれるまち

わたしたち京都市民は、これまでに生み出され、培われ、磨き上げられてきた市民文化をさらに成熟させ、より豊かで華やぎのある市民文化をかたちづくっていく。

市民文化の成熟とは、市民ひとりひとりの幸福が「人間の尊厳」に深くかかわり、物質的なレベルから精神的なレベルまで、社会的なものから芸術的なものまで、その中身が多様でかつ豊かであり、その具体的なイメージも明確に描けるような文化のあり方を意味する。京都という地に、そのような成熟した文化を実現するためには、神社仏閣や仏像・絵巻物など有形の文化財、伝統芸能や季節ごとの行事など無形の文化財、緑豊かな自然や歴史をたっぷり包み込んだ美しい町家と町並み、創造性の高い大学や研究機関、伝統産業から先端技術産業まで優れた技術力を蓄積してきた企業群、ひとびとの心のよりどころとなってきた宗教文化、市民の日常生活に深く浸透している伝統工芸、茶道や華道などの伝統文化、高い水準を維持してきた芸術文化、さらには市民がもつ独特の美的感覚やくらしの知恵など、京都が培ってきたあらゆる文化資源の間で活発な交流を起こし、広く国内外との多彩な交流を通じて、それらを今まで以上に生かしていく必要がある。

市民文化の成熟にはまた、まちづくりを主体的に担っていくようなひとづくりが不可欠であり、とりわけ子育てや教育の役割が大きい。また、生涯にわたって、みずからを磨き、高める機会に恵まれていることも必要である。ここで大切なのは、京都市民が時間をかけて培ってきたいくつかの卓越した能力を改めて思い起こし、次の時代に向けてさらに磨き上げていくことである。それは、たとえば、本物を見抜く批評眼（「めきき」の文化）であり、ものづくりの精密な技巧（「たくみ」の文化）であり、冒険的な精神（「こころみ」の文化）であり、創造的な学習・研究への意欲（「きわめ」の文化）であり、来訪者を温かく迎える心（「もてなし」の文化）であり、節度のある生活態度（「しまつ」の文化）である。

こうした市民文化の成熟にはさらに、市民がそれぞれに自分を生かし、ゆと

りをもって楽しくくらしていくためのまちのにぎわいとくつろぎの場が必要である。こうしたひとびとの濃やかな交わりのなかでこそ、まちに本当の華やぎが生まれる。市民どうしの信頼ある結びつきも、日々のこのようないい交流を通して初めて生まれてくる。その場合に、守るべき文化資源がたくさんあるということは、都市としての条件整備に限定を加えるどころか、逆に、将来につながるくらしの知恵と想像力の資源を豊かにもっているということを意味する。

わたしたち京都市民は、このようにして、京都が華やぎのある美しいまちとしてその存在感を示すことができるよう、魅力あふれるまちづくりを進める。

第3節 まちの基盤づくり

これらの市民のくらしや、京都においてなされる、あるいは京都を発信地としてなされる諸活動を円滑に行えるようにするには、生活の利便性・快適性に優れ、生活に潤いのある住み心地のよいまち、多様な経済・文化活動を支える基盤のしっかりしたまちをつくっていかねばならない。そのために、環境への負担軽減に十分配慮しつつ、都市の骨格となる交通軸など、ひとやものの円滑な流れを支える安全・快適な交通体系をはじめ、公園・緑地、教育・文化・スポーツ施設、住宅・住環境、河川、上下水道などの基盤を整備するとともに、歴史的風土や自然環境と調和した町並みの美しさを守り、山林や農地の保全を図る。同時に、多様な情報資源を多くの市民が共有するとともに、世界に向けて積極的な情報発信ができるよう情報関連産業を活性化させ、流動化し進化し続ける通信や放送分野のデジタル化の動きにも十分に対応できるまちをつくる。

また、地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮して、「保全・再生・創造」を基本としたまちづくりを進める。深い歴史に支えられた自然的風土である三方の山々、文化財や史跡の点在する山麓部、そしてゆとりと景観に恵まれた住宅地の一帯は、自然と歴史的な景観の保全に努める。伝統的な町家や町並みが数多く維持され、商業・業務機能が集積し、職・住・文・遊が織り重なる歴史豊かな市街地は、調和を基調とする都心の再生に努める。そして南部は、高度集積地区を中心に、21世紀の京都の新たな活力を担う創造のまちづくりに努める。このような大きな枠組みのなかで、それぞれの地域において市民が日常的な生活機能を身近に享受でき、かつ、多彩で個性的な機能をもつようなまちづくりを進めることにより、京都全体としてまとまりのある良好な都市環境を形成していく。

言うまでもなく、こうしたまちづくりは、市域を越え、周囲の隣接社会とよく協力してこそ実行できる。関西のなかの京都、日本のなかの京都、そして世界のなかの京都を強く意識しながら、わたしたちはこのまちづくりを進める。

このような市民のくらしとまちづくりは、市民と市政とが、それぞれの役割を果たしながら互いに協力し合い、ひとつひとつの課題の解決に向けて努力していくなかで初めて実現される。そして、外国籍のひとを含め、市民が市政に主体的に参加するためのしくみやかたちが具体的に整えられる過程において、市民と行政の相互信頼に基づく協力関係が構築されていく。

第1節 市民の市政への主体的な参加

地域社会が抱えるさまざまな課題は、もとより地域社会の一員としての住民が主体的に発言し、調整し、解決すべき事柄であるが、生活のなかに一定程度のゆとりが生まれてくるに伴い、こうした課題の解決に積極的にかかわっていきたいというひとびとの意欲も高まってきている。複雑で多面的な構造をもつ現代社会においては、市民のそれぞれの価値観に基づいて市政への期待や要望も多様化してきており、市民が市政に参加するに当たって、さまざまなレベルでの多様なしくみを求める声が高まりつつある。また情報化の進展によって、市民の社会活動の間にも、多岐にわたるきめ細かなネットワークが生まれ、市民の側での市政参加の条件は整いつつあり、たとえば保健、福祉、教育、スポーツ、防災、まちづくりなどさまざまな分野で市民参加の取組が進んできている。これらの問題は市民の切実な関心事であり、市民ひとりひとりが実際にそれらにかかわっていく方法や手続が、さらにきめ細かく考案され、整備されていかねばならない。

そうしたなか、わたしたち京都市民は、市民としての市政へのかかわり、またひとりの人間としての地域社会へのかかわりにおいて、ひととひととのどのような結びつきを実現したら、そして社会のどのようなしくみを実現したら、幸福なくらしを手に入れることができるのかを、自分たちの問題としてしっかり考えていきたい。

市民にとってより身近な地方公共団体に権限が移る地方分権の流れは、国による画一的な施策が優先される時代から、地域の個性や独自性を重視する時代への大きな転換を意味する。このような改革のなかで、市政はますます重みを増していくが、そのような時代だからこそ、市民が市政に積極的に参加することで、市民の意思はより直接的に反映され、大きな力を発揮することになる。また、低成長・少子高齢化の時代を迎へ、今後さらに財政上の制約が厳しくなることが予測されており、市民と行政との新しいかたちでの協力関係が必要とされている。

わたしたち京都市民は、公開された十分な情報を基に市政に責任をもってかかわり、また、市政の方向性に関する議論に主体的に参加する。そのため行

政は、市民の市政参加のしくみとかたちを早急に整えていく。こうした努力の過程で、質の高い行政サービスの実現と市政運営の効率化が図られるとともに、市民と行政との相互の信頼関係も築かれ、ともにさまざまな困難を克服していくことができる。

第2節 市政参加のしくみとかたち

市政の主体は言うまでもなく市民であり、市民は市長や市会議員を選出する。市長は、市民の意向を踏まえた市政推進の方針を示しつつ、そのリーダーシップと実行力を十分に発揮しなければならない。市会は、市民の代表として市の重要な意思決定を行う議事機関であり、行政が市民の意向に沿って適正に執行されているかについても審議する。市民の負託を受けた市長と市会は、できる限り多くの市民の満足が得られるよう、市政における車の両輪としての役割をそれぞれ着実に果たす。

昨今、市民の自治意識の高まりとともに、地域における住民の助け合いのしくみを整え、共通の問題は住民みずからがその解決に当たる試みが、いろいろな規模、いろいろな次元でなされている。従来の自治組織だけでなく、市民の自発的な活動によって組織された多面的なネットワークを通して、さまざまな市民行動がかたちづくられてきている。

高度情報社会のなかで、市政への参加のかたちは、ますます多様になり、参加は、個人でも十分に可能となりつつある。また、企業、大学、宗教法人、民間非営利団体など各種の法人・団体の活動は、今後一層重要なものとなる。これらの法人・団体は、わたしたち市民がひとりひとりではとても担いきれないような重要な機能を果たす都市の一員であり、行政は、そうした組織への支援をさまざまな角度から行う用意がなくてはならない。

そして、市民と行政とがこのように刺激し合いつつ、ともに積極的な意思と責任とをもって都市運営を担うためには、独自の自治組織を築いてきたわたしたち京都市民の自由と自治の伝統をさらに発展させ、すでにさまざまなかたちで現れている市政参加の芽を、パートナーシップ、すなわち市民と行政との対等な立場での協力関係へと培っていく必要がある。

市民の市政参加が実現されていくためには、政策の立案と決定、施策の実施とその評価の全段階で、市民と行政とがともに責任ある主体として協力し合っていけるしくみをつくっていくことが必要である。具体的には、政策の立案に当たって、政策の選択肢と十分な情報が市民に公平かつ速やかに開示され、意見を述べる機会が多くつくられるとともに、時に応じて市民が直接に異議を唱え、代替案を提示できるしくみも設定されねばならない。そして、こうした意見が

可能な限り尊重されるなかで立案され、決定された政策に基づく個別の施策の実施段階においても、市民は積極的な役割を担う。そして市民が施策を適切に評価できるよう、行政はそれらの実施結果に関する十分な情報を市民に提供しなければならない。こうした一連の過程を円滑にかつ確実に実行することによって初めて、市民と行政とのパートナーシップは、確かなものとして構築される。そしてそのために、新しい情報メディアの活用やワークショップなどの合意形成手法の活用、地域ごとの課題に応じたきめ細かな参加など、さまざまな場や分野における多様な参加のための手法が編み出される必要がある。

第3節 市民と行政の厚い信頼関係の構築

市民は、社会のさまざまな網の目の中で生活している。こうした公共の事柄を最もよいかたちで、しかも公平に運営していくうえで、わたしたち京都市民は、そのひとりひとりが社会生活のさまざまな場面で、市政に参加する権利を有し、十分な行政サービスを受ける一方で、それぞれに責任を負い、負担を引き受ける。

市民の責任ある行動の実現のためには、行政はつねに市民の視点に立って、市民の意見や提案をより総合的・客観的に整理・評価し、そのうえで、それらを具体的な政策としてまとめ、実行していく責任がある。また、行政はみずから行政のあり方をつねに見直す用意がなくてはならない。さらに、行政は市民による社会生活上のネットワークづくり、ルールづくりに媒介役として積極的につかわっていき、市民の要請に応じてすぐに市民の社会的活動をさまざまな角度から支えるという、柔軟な行政のあり方を模索しなければならない。そのためには、縦割り行政の改善が必要であるとともに、市民がより身近なところでその地域の独自性を生かしつつ意思決定を行い、またきめ細かな行政サービスを受けられるよう、区レベルへのさらなる分権の工夫が不可欠である。

わたしたち京都市民は、京都を、こうした市政参加の理念を最も充実したかたちで実現しているまちとしたい。それをともにめざすなかでこそ、市民と行政との厚い信頼関係は築かれる。

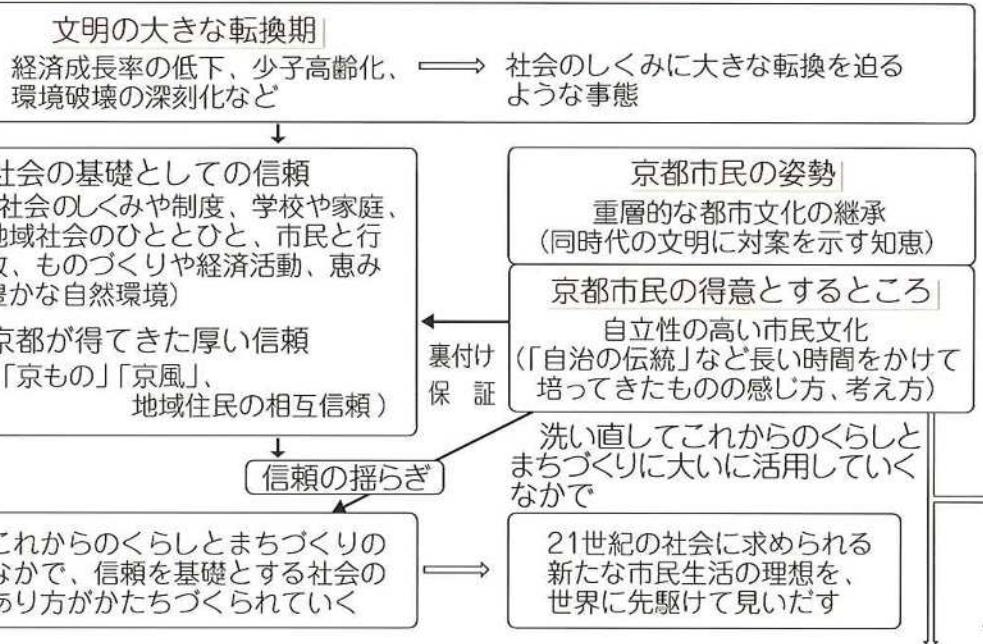
む　す　び

わたしたち京都市民は、わたしたちの望むこれからのくらしとまちづくりを、京都市の基本構想としてここに示した。京都市は、この基本構想を実現するための施策・事業を市政の各分野において具体化し、着実に実施することにより、市民のための市政推進を図る。

京都市基本構想の流れ

くらしに安らぎ、まちに華やぎ—21世紀の京都

●京都市民の得意とするところを生かし信頼を基礎とする社会をめざす



●だれもがずっとここでくらし続けたいと思えるまち・京都、くらしに安らぎがあり、まちに華やぎがある、住みやすい場所・京都

安らぎのあるくらし

すべてのひとがいきいきとくらせるまち
個人としての尊重、多様な考え方や生き方ひとりひとりが支え、支えられるまち
柔らかな相互支援、支えの道筋の整備だれもが安心してくらせるまち
くらしの場の安全、緑豊かで環境への少ない負担

華やぎのあるまち

活力あふれるまち
世界に開かれた産業の担い手の活躍の舞台魅力あふれるまち
成熟した市民文化、にぎわいとくつろぎ

まちの基盤づくり

市民のくらしや多様な活動を支える基盤づくり

くらしとまちづくりの実現に向けて

●市民と行政とのパートナーシップの構築=市民の市政参加の推進

市民の市政への主体的な参加
市政に責任をもってかかわり、市政の方向性に関する議論に参加

質の高い行政サービスの実現、市政運営の効率化

市民と行政との相互の信頼関係の構築

市政参加のしくみとかたち

- ・市政の主体は市民
- ・市民の負託を受けた市長と市会は市政における車の両輪
- ・政策の立案・決定、施策の実施
- ・評価の全段階での市民参加

市民と行政との協力関係の構築

市政参加の理念をもっとも充実したかたちで実現しているまち

京都市民の望むこれからの京都

京都市 =この基本構想を実現するための施策・事業を推進

京都市基本構想等審議会開催経過

京都市基本構想等審議会は、京都市基本構想等審議会条例に基づき京都市が設置したもので、市民公募委員10名を含む90名の審議会委員により構成されています。平成10年10月14日に京都市長からの諮問を受けた審議会は、5つの部会と起草委員会において議論を重ねた後、平成11年10月6日に構想案の答申を致しました。京都市基本構想は、その後、平成11年12月17日に市会の議決を得て策定されました。

年 月	審議会	起草委員会	環境・市民生活部会	福祉・保健部会	文化・観光・産業部会	都市整備・交通部会	教育・人づくり部会
平成 10年10月	①10月14日 ・会長互選、副会長指名 ・部会・起草委員会等設置 ・部会長・起草委員長等指名	①10月28日 ・副部会長指名 ・「視点、キーワード、枠組み等」	①10月27日 ・副部会長指名 ・「視点、キーワード、枠組み等」	①10月26日 ・副部会長指名 ・「視点、キーワード、枠組み等」	①10月29日 ・副部会長指名 ・「視点、キーワード、枠組み等」	①10月23日 ・副部会長指名 ・「視点、キーワード、枠組み等」	
平成 10年11月		①11月4日 ・副委員長指名 ・「視点、キーワード、枠組み等」	②11月30日 ・「高齢者福祉」				
平成 10年12月		②12月1日 ・「枠組み」 ③12月24日 ・「新基本構想の基本的考え方(その1)」	②12月2日 ・「国際化」	②12月21日 ・「文化」	②12月3日 ・「交通」 ③12月21日 ・「土地利用・景観・公園」	②12月4日 ・「学校教育(その1)」	
平成 11年1月		④1月26日 ・「新基本構想の基本的考え方(その2)」	③1月19日 ・「新基本構想の基本的考え方」 ・「ボランティア」	③1月19日 ・「新基本構想の基本的考え方」 ・「障害者福祉・地域福祉」	③1月13日 ・「新基本構想の基本的考え方」 ・「観光」	④1月19日 ・「新基本構想の基本的考え方」 ・「住宅・住環境」	③1月22日 ・「新基本構想の基本的考え方」 ・「学校教育(その2)」
平成 11年2月	②2月3日 ・「新基本構想の基本的考え方」						
平成 11年3月		⑤3月19日 ・「新基本構想案(その1)」	④3月29日 ・「消防・防災・仕事・暮らし」	④3月18日 ・「保健・医療」	④3月12日 ・「高度情報化」	⑤3月30日 ・「河川・上下水道」	④3月23日 ・「子育て支援」
平成 11年4月		⑥4月13日 ・「新基本構想案(その2)」	⑤4月28日 ・「人権・青少年・スポーツ」			⑥4月26日 ・「生涯学習・大学」	
平成 11年5月		⑦5月10日 ・「新基本構想案(その3)」	⑥5月26日 ・「環境・エネルギー」	⑤5月12日 ・「産業」			
平成 11年6月		⑧6月15日 ・新基本構想第1次案の検討	⑤6月29日 ・新基本構想第1次案の検討			⑥6月30日 ・新基本構想第1次案の検討	
平成 11年7月		⑦7月6日 ・新基本構想第1次案の検討		⑥7月7日 ・新基本構想第1次案の検討	⑥7月1日 ・新基本構想第1次案の検討		
平成 11年8月		⑨8月9日 ・新基本構想第2次案の検討 ・次期基本計画策定に向けての論点整理	⑧8月25日 ・新基本構想第2次案の検討 ・次期基本計画策定に向けての論点整理	⑥8月31日 ・新基本構想第2次案の検討 ・次期基本計画策定に向けての論点整理	⑦8月30日 ・新基本構想第2次案の検討 ・次期基本計画策定に向けての論点整理	⑦8月25日 ・新基本構想第2次案の検討 ・次期基本計画策定に向けての論点整理	
平成 11年9月		⑩9月13日 ・新基本構想第3次案の検討				⑦9月2日 ・新基本構想第2次案の検討 ・次期基本計画策定に向けての論点整理	
平成 11年10月	⑪10月1日 ・新基本構想第3次案の調整	⑪10月1日 ・新基本構想答申案の調整	10月6日 答申				

京都市基本構想等審議会委員名簿

(敬称略、平成11年10月1日現在)

正副会長(4名)

会長 西島 安則	京都府立芸術大学員、京都大学名誉教授
副会長 鴨盛 和夫	京都商工会議所会頭
副会長 鷲田 清一	大阪大学大学院文学研究科教授
副会長 村松 岐夫	京都大学大学院法学研究科教授

*起草委員会は正副会長及び部会長によって構成
(委員長 鶩田副会長／副委員長 寺松副会長)

1 環境・市民生活部会(21名)

浅岡 美恵	気候ネットワーク代表
石川 一美	京都府東山消防巡回長
片山 戻一郎	日本労働組合総連合会京都府連合会会長
鈴谷 康之	西京区基本計画策定懇談会座長、立命館大学理工学部助教授
佐和 隆光	京都大学経済研究所教授
須藤 真志	京都産業大学外国語学部教授
田原 雅夫	京都大学大学院経済学研究科教授
○高日 純	京都大学環境保全センター教授
瀬川 文子	京都府北域女性連合会会長
田端 泰子	山科区基本計画策定懇談会座長、京都精女子大学文学部教授
上嶋 嘉三	京都大学工学部長

内藤 しげ	住みよい京都をつくる婦人の会会長
○内藤 正明	京都大学大学院工学研究科教授
竹尾 宏	京都芸術短期大学造形芸術学科教授
○A.T.にいわん	市民公募委員
豊口 寿長	京都市体育振興会連合会副会長
辰部 真季	市民公募委員
村井 信大	各区市政協力委員連絡協議会代表者公旗幹事
鷹川 守弘	京都市副市長
中谷 佑一	京都市副市長
曾司 優一	京都市副市長

2 福祉・保健部会(14名)

乾 亨	右京区基本計画策定懇談会座長、立命館大学准教授社会学部教授
北川 龍彦	京都府民生児童委員連盟会長
北村よしこ	京都府精神障害者家族会連絡協議会会長
玄武 漢子	京都府老人クラブ連合会会長
小林 達弥	市民公募委員
竹下 義樹	京都府身体障害者団体連合会副会長
中京 俊隆	京都大学大学院医学研究科教授

○浜岡 政好	佛教大学社会学部長
浜田さよ子	高齢生活研究所代表
宮下れい子	市民公募委員
森田 久男	北区基本計画策定懇談会座長、元佛教大学教授
横田 耕三	京都府区議会会長
○渡邊 能行	京都府立医科大学付属病院循環器内科研究センター 教授
萬田 守弘	京都市副市长

3 文化・観光・産業部会(22名)

石森 秀一	国立民族学博物館教授
伊住 政利	裏千家今日庵常任理事、京都市ユースボランティア計画委員会委員
山田ひろみ	段階研究室
上平 貢	京都市芸術文化協会理事長、京都市美術館長
片岡仁左衛門	歌舞伎俳優
加藤登紀子	歌手
川原 伸郎	京都みやこ信用金庫会長
坂上 安男	京都市观光協会会長
竹村 寿子	市民公募委員
武邑 光治	東京大学大学院新領域創成科学研究科助教授
中村 弘子	千家十代、狂歌師十二代中村宗若

○橋爪 紳也	伏見区基本計画策定懇談会座長、八幡市立人文学部助教授
古川 敏一	京都府中小企業団体中央会会長
堀場 浩	俳優劇製作所代表取締役社長
溝川 幸雄	京都府農業公議副会長
二谷 早	市民公募委員
向園 好信	京都府ベンチャービジネスクラフト代表幹事
村井 康彦	上京区基本計画策定懇談会座長、京都市歴史資料館長
森谷 駿久	東山区基本計画策定懇談会座長、武庫川女子大学生活環境学部教授
○吉田 和男	京都大学大学院経済学研究科教授
中谷 佑一	京都市副市長
増田 俊一	京都市副市长

4 都市整備・交通部会(18名)

○飯田 勝敬	東武大学大学院...学研究科教授
上村多恵子	詩人、京南倉庫掛代文取締役社長
奥山 正治	市民公募委員
川崎 清	左京区基本計画策定懇談会座長、立命館大学理工学部助教授
○北村 隆一	京都大学大学院工学研究科教授
木村 陸朗	京都府バス協会会長
清水 一雄	異業種交流コスモクラブ会長
島松 伸	京都大学大学院工学研究科教授
西村 肇	京都青年会議所直前理事長

野眞光輝子	京都市出生研究会幹事
長谷川和子	静岡放送取締役
エルウインゼライ	京都工艺美术専門学校講師
三木 千種	市民公募委員
三村 浩史	南北区基本計画策定懇談会座長、京都市名譽教授、栗山伸人学部助教授
宗田 好史	中央区基本計画策定懇談会座長、京都府立人文学部助教授
山田 浩之	下京区基本計画策定懇談会座長、京都大学名譽教授、大阪商業大学地域政策学研究科長
中谷 佑一	京都市副市長
増田 俊一	京都市副市长

5 教育・人づくり部会(17名)

奥野 文子	スポーツコメントター
鶴田 貞章	法然院監生
○金井 秀子	京都教育大学名誉教授、京都文教短期大学附属教育学部教授
川阪 宏子	市民公募委員
北川 龍市	京都市日本保育協会会長、京都市社会福祉協議会会長
佐々 満郎	京都府私立中・高等学校長会事務局長
佐々木博邦	市民公募委員
○シュベネマン・カラリス	同志社大学文学部教授
庄村 正男	京都市PTA連絡協議会前会長

永田 前	イラストレーター
西川 國代	京都市保育園連盟副理事長
八田 英二	大学ニンソーシアム京都理事長
韓 銀順	京都市生涯学習総合センター講師
福田 義明	京都市私立幼稚園協議会副会長
水谷 千正	佛教大学名誉教授
山本 壮太(前委員 高月 嘉彦)	NHK京都放送局長
鶴田 守弘	京都市副市长

京都市基本構想の策定に向けた取組

事業名	概要	実施時期	件数等
1.「21世紀・京都の夢」提案募集	基本構想の策定に当たり、最初の市民参加事業として、そのたたき台づくりの段階から広範な市民の参加を得るために、21世紀の京都のまちづくりやくらしに関する夢のある提案を募集した。	平成8年10月～12月	提案者数 応募件数 提案件数 356人 延べ386件 475件
2.グランドビジョン・テレビ討論会 —考え方よう京都新世紀—	21世紀のまちづくりやくらしのあり方について、市民参加で討論を進める全国的にも珍しいテレビを使った討論会。KBS京都テレビで放送した。	平成9年4月～10年6月	放送回数 番組参加市民 電話・FAX等による 意見受付件数 10回 延べ134人 延べ295件
3.国際コンペ「21世紀・京都の未来」	50～100年後の京都のあるべき姿と、その姿を実現するための具体的方策の提案について、広く世界から叡智を集める国際コンペを実施した。審査発表に併せてシンポジウム及び全応募作品展示会を開催した後、作品集「世界からの提案・京都の未来」を出版し、応募作品の全容を公開した。	平成9年4月～10年3月	応募件数 (うち海外42カ国183件) 554件
4.市民3万人アンケート調査	市民が現在のくらしや京都のまちをどのように思っているのか、また21世紀にどうあってほしいと思っているのがなど、市民意識を把握するため、18歳以上の市民3万人(うち外国籍市民910人)に、郵便でアンケート調査を実施した。	平成9年11月～12月	回収数 回収率 9,584通 31.9%
5.京都市基本構想等審議会委員の公募	基本構想及びこれに基づく次期基本計画の策定に当たり、設置した京都市基本構想等審議会(90名)に市政への市民参加の見地から、市民から委員を公募し、男女各5名を選考・委嘱した。	平成10年7月～10月	応募者数 159名
6.小中学生作文コンクール「21世紀の京都・私の夢」	21世紀の主役である子供たちに、京都の未来への関心を呼びおこすとともに、斬新な発想を京都のまちづくりに生かしていくため、京都の将来に対する夢や希望をテーマに作文コンクールを実施した。	平成10年7月～11年2月	応募件数 (応募学校数 3,788件 167校)
7.グランドビジョン市民フォーラム「2025年の京都へのメッセージ」	クイズや質問を通じて、京都のまちやくらしについての参加者の考えを聞き、それをきっかけに、審議会委員であるパネリストが討論を進める新しい形の会場参加型討論会として市民フォーラムを実施した。	平成11年5月5日	参加者数 約400人
8.グランドビジョン素案に対する意見募集(パブリックコメント)	意思形成過程の一層の透明化を図る観点から、審議会が基本構想の素案を市民しんぶん及びホームページにおいて公表し、郵便、FAX及び電子メールにより市民の皆さんから幅広い意見を募集した。	平成11年6月～7月	応募者数 意見件数 49人 100件
9.有識者意見聴取	基本構想策定調査の一環として行った有識者に対するヒアリングの内容を取りまとめ、審議会の検討資料とした。	平成8年8月～10年7月	有識者 28人
10.各種団体意見交換会	京都の各界からの意見を聴取するため、様々な分野の全市的規模の団体を対象に意見交換会を実施した。	平成9年5月～10年7月	実施団体数 意見件数 105団体 883件
11.郵便等による意見募集	中間報告書及びリーフレットの作成、インターネット・ホームページの開設により、広く市民からの意見・提案を郵便、FAX、電子メール等で受け付けている。	平成9年4月～一実施中一	受付件数 意見件数 延べ191件 (平成11年11月末現在) 325件
12.都市圏自治体意見聴取	京都都市圏(京都市及び京都市に隣接する市町村、通勤・通学者(15歳以上)の流入比がおおむね5%以上の市町村からなる圏域として設定)を構成する自治体との間で、基本構想及び次期基本計画策定についての説明と、各自治体のまちづくりや京都市への要望などについての意見交換会を行った。	平成10年2月～6月	京都府、滋賀県、大阪府の36自治体
13.職員論文募集等	基本構想策定に対する市役所職員の参加意識の高揚を図り、組織や職制にとらわれない自由な提案・意見を求めるため、職員からの論文募集や職員が自主的に結成している市政研究会等との意見交換を行った。	論文募集期間 平成8年11月～9年1月	応募者数 68人



京都市総合企画局政策企画室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL 075-222-3035 FAX 075-212-2902
URL <http://www.city.kyoto.jp/sogo/seisakukikaku/vision21/>

※この冊子で使用した染織意匠は、京都市染織デジタル
アーカイブ研究会(KSDA)のご協力をいただきました。